

『中小企業賃上げ税制ガイド 制度の詳細やQ & A等一経産省』

経済産業省・中小企業庁はこのほど、「中小企業向け賃上げ促進税制ガイドブック」を取りまとめた。内容は以下の通り。【制度の概要／用語の説明】令和4年度改正による主な変更点、旧制度との比較。制度に係る基本的な用語を詳細に解説。【制度の詳細(通常の場合)】要件の適用判定の計算例、税額控除の控除額の計算例を、それぞれケース3までグラフを用いて例示。



【制度の詳細(上乗せ要件を利用する場合)】2つの上乗せ要件それぞれについて、適用要件と上乗せされる税額控除率を解説。うち教育訓練費増加要件については、「教育訓練の対象者」、「対象となる教育訓練費の範囲」、「対象とならない費用」、及び「教育訓練費の明細書の記載事項」について詳細に述べている。

【よくあるご質問】中小企業者等の判定時期、一時的に海外で働いている者等の取扱い、未払給与・前払給与の取扱い、出向元法人・出向先法人それぞれにおける出向者の取扱い、等について解説。適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合の比較雇用者給与等支給額の調整については、前事業年度の月数が適用年度の月数を超えるケース、それに満たないケースとに分けて具体的な計算方法を図示している。

『令和4年大卒者等の就職状況 大学生の就職率は微減』

厚生労働省では平成8年度から大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校卒業者の就職状況等について実態を把握する調査を行っている。先般公表された令和4年4月1日現在の同年3月大学等卒業者の就職状況によると、大学生の就職率は95.8%で対前年同期比0.2%低下した。短期大学生は97.8%(同1.5%上昇)、高等専門学校及び専修学校はそれぞれ99.1%(同0.9%低下)、94.7%(同3.5%上昇)となった。

大学生の就職を男女別に見ると、男子の就職率は94.6%、女子は97.1%となった。国立大学では男子は94.7%、女子は97.6%、私立大学では男子94.5%、女子97.0%だ。

大学生の就職率は過去数年98%程度で推移してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、この2年は96%程度にとどまっている。同省は未就職のまま卒業した者が就業機会を逃さないように、新卒応援ハローワークの就職支援ナビゲーターと大学等の就職相談員との連携などにより、きめ細かな就職支援を継続する予定だ。また、事業主に対しては、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえ、既卒者が卒業後少なくとも3年間は「新卒枠」に応募できるよう、周知徹底を図るとしている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com